

鹿島市プレミアム付商品券取扱店 登録申込書兼誓約書

誓約事項

- 私は鹿島市プレミアム付商品券取扱店募集要項を遵守いたします。
- 私は、鹿島市暴力団排除条例第2条第4号の暴力団等ではありません。
- 私は、鹿島市プレミアム付商品券を自店等で使用されたかのように偽り、換金する行為等の不正行為をいたしません。万一、不正行為を行った場合は、鹿島市に対して賠償いたします。

令和7年 月 日

鹿島市プレミアム付商品券事業の趣旨に賛同および誓約事項に同意し、登録の申込をします。

1. 申請者

ふりがな 事業所名	個人事業主(法人以外)は氏名を記入		
本社・本店 所在地	個人事業主(法人以外)は住所を記入		
TEL		FAX	
ふりがな 代表者名		ふりがな 担当者名	
ツールなどの 送付先	☐ 1. 申請者所在地 ☐ 2. 掲載用所在地(登録店舗)	担当者様 E-mail	ご連絡時に使用しますので必ずご記入ください。

- 1店舗につき「取扱店登録申込書兼誓約書」を1枚提出してください。複数店舗を申請する場合は、店舗数分のご提出をお願いします。
- 以下の情報は、広報物に掲載させていただく場合があります。

2. 掲載用(以下の内容をチラシ、ホームページ等の「取扱店一覧表」へ掲載します。)

※上記の記入内容と同じ箇所があれば、「同上」とご記入ください。

ふりがな 店 舗 名			
業 種	いずれかを○で囲み、()に具体的な商品、サービス等をご記入ください。 例) 1 飲食(居酒屋) 1. 飲 食 () 2. 販売・小売 () 3. サービスその他 ()		
所在地	〒 ー 鹿島市		
TEL	ー ー	定休日	※通常の定休日を記入ください。
営業時間	※営業時間が昼、夜等で分かれている場合は、両方ご記入ください。		

3. 商品券の取扱い ※いずれかに ✓ を付けてください。

商品券取扱い	紙・電子	☐ 1. 電子と紙の取扱い ☐ 2. 紙のみの取扱い
	専用・共通	☐ 1. 専用券と共通券の取扱い ☐ 2. 共通券のみの取扱い

4. 電子商品券の取扱いを希望される場合は、入金先の口座情報を必ずご記載ください。

金融機関	銀行 農協 本店(所) 信用金庫 労働金庫 支店(所) 信用組合 漁連 出張所		
	支店コード	預金種別	口座番号(右詰めでご記入下さい)
ゆうちょ銀行	金融機関コード	店番	口座番号(右詰めでご記入下さい)

■参加登録料・換金手数料・決済手数料は無料です。

■取扱店登録証・マニュアル・販促ツールの発送は8月下旬を予定しております。

■ご記入いただきました情報につきましては、当事業における商品券取扱店情報の確認・管理、使用可能店舗一覧等の発行及び事務局からのご連絡等に使用し、他の目的には一切使用いたしません。

取扱店申込申請用 FAX 050-3535-2477 取扱店申込申請用 E-mail kashimanpay.sagaad@gmail.com

令和7年度

鹿島市プレミアム付商品券

紙版

かしまんPay

電子版

登録料・
換金手数料
無料



鹿島市では物価高騰の影響を受けた家計の負担を軽減するとともに、市内消費を喚起することで事業者を支援するため、プレミアム付商品券(紙商品券と電子商品券)を発行します。商品券販売に先立ち、鹿島市内に事業所または店舗がある事業者の方を対象に、商品券を使用できる「商品券取扱店」を募集します。取扱店の登録方法や条件等の概要は、中面をご覧ください。また、商品券の詳細は決定次第、特設ホームページでお知らせします。

発行媒体	紙	電子
商品券名称	鹿島市プレミアム付商品券	かしまんPay
発行総額	125,000,000円	125,000,000円
発行数	25,000冊	25,000セット
額 面	1冊当たり5,000円	1セット当たり5,000円
販売価格	1冊当たり4,000円	1セット当たり4,000円
プレミアム率	25%(委託者が負担)	
使用期間	令和7年9月1日(月)～令和8年1月12日(月祝)	
券種の構成	1冊あたり	1セットあたり
	【共通券】2,000円(1,000円券×2枚) 【専用券】3,000円(1,000円券×3枚)	【共通券】2,000円 【専用券】3,000円 ※1円単位で使用可能
共通券:全ての取扱店で使用できます。 専用券:大型店以外の取扱店でのみ使用できます。(大型店とは、大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する「大規模小売店舗」をいう。)ただし、市内に本社・本店のある大型店の取扱店では使用できる。		
購入限度	紙・電子いずれか1人当たり各5冊(セット)まで	
購入方法	てのひら市役所(市公式LINE)またはハガキ	専用アプリ
購入対象者	鹿島市民	

鹿島市プレミアム付商品券(紙版)の販売スケジュール

販売方法	事前申込による抽選
購入申込期間	令和7年7月1日(火)～7月31日(木)
抽選・結果通知	令和7年8月下旬予定
引換販売期間	令和7年9月1日(月)～9月15日(月祝)

かしまんPay(電子版)の販売スケジュール

販売方法	事前申込による抽選
購入申込期間	令和7年7月1日(火)～7月31日(木)
抽選・結果通知	令和7年8月下旬 アプリ通知予定
引換販売期間	令和7年9月1日(月)～9月15日(月祝)

問い合わせ

鹿島市プレミアム付商品券発行事業事務局

〒840-0815
佐賀市天神3丁目2-23
<(株)佐賀広告センター内>
平日 10:00～17:00

取扱店コールセンター TEL 050-3124-2571
利用者コールセンター TEL 050-3124-2572
取扱店申込申請用 FAX 050-3535-2477
ホームページ https://www.kashimanpay.com/

HPIはこちら



切り取り線

鹿島市プレミアム付商品券取扱店募集要項

1. 応募資格

鹿島市内に事業所又は店舗があること。ただし、麻雀店、パチンコ店等、性風俗営業者、特定の宗教・政治団体と関わる者、暴力団および商品券の使用対象にならないもののみを取り扱う者を除く。

2. 商品券の取扱種類について

取扱店で取扱う商品券は、以下からお選びください。
登録申込書兼誓約書に必ずご希望をご記入ください。

- 1 電子商品券および紙商品券の取扱 または 紙商品券のみの取扱
- 2 専用券および共通券の取扱 または 共通券のみの取扱

3. 申込方法

指定の登録申込書兼誓約書をご記入のうえ、鹿島市プレミアム付商品券発行事業事務局へFAX、郵送またはメールで申し込んでください。なお、登録申込書兼誓約書は鹿島市プレミアム付商品券ホームページからダウンロードできます。

○郵送先

鹿島市プレミアム付商品券発行事業事務局
〒840-0815 佐賀市天神3丁目2-23 ((株)佐賀広告センター内)

○取扱店申込申請用 FAX／050-3535-2477

E-mail／kashimanpay.sagaad@gmail.com



鹿島市
プレミアム付商品券
特設ホームページ



4. 受付締切

令和7年6月25日(水)必着

6月25日以降も随時受け付けますが、商品券申込スタート時にホームページに公開する「取扱店一覧」には掲載されません。
(最終締切: 令和7年11月28日(金))

5. 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ① 取引においてプレミアム付商品券の受取を拒むことはできません。
- ② プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買はできません。
- ③ 登録に関する虚偽又は不正行為を禁止します。
- ④ 商品券を使用できる店舗であることが明確になるよう、鹿島市プレミアム付商品券発行事業事務局(以下、事務局)が配布するポスター等を使用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ⑤ 電子商品券を取扱される取扱店は、事務局より郵送いたします使用者読取用QRコードPOPをレジ周辺に設置してください。
- ⑥ 使用される紙商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いないか確認してください。特に、色合いが明らかに違うなど偽造された紙商品券と判別できる場合は、紙商品券の受け取りを拒否してください。なお、紙商品券の見本は、レジ担当者や紙の商品券を取り扱う全ての係員に周知してください。
- ⑦ 電子商品券の換金は、申請時にご登録された口座に月2回(予定)自動的に入金されます。電子商品券の入金状況は登録後に事務局より郵送いたします取扱店用アドレス、取扱店用IDを使用してリアルタイムでご確認いただけますので、取扱店様ご自身で入金のご確認を行ってください。
- ⑧ 取引により紙商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため、紙商品券裏面に取扱店受領印を押印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- ⑨ 使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券(電子・紙)のみ換金可能であることに留意してください。
- ⑩ プレミアム付商品券の使用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為を禁止します。
- ⑪ プレミアム付商品券は事業上取引(商品仕入れ等)の支払いに使用できません。

6. 商品券の使用対象にならないもの

- 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙及びプリペイドカード等の換金性の高いもの
- 不動産及び金融商品その他資産形成を伴う商取引
- 当せん金付証券法(昭和23年法律第144号)第2条に規定する当せん金付証券(宝くじ)及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成10年法律第63号)第2条に規定するスポーツ振興投票券の購入
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号に規定する麻雀、パチンコ等及び同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- 国又は地方公共団体への支払
- 事業上取引に係るもの
- たばこ等法令の規定により定価未満での販売が認められていないもの
- 取扱店が特に指定するもの
- その他市が不適当と認めるもの

7. 取扱店の審査・選定

- ① 登録申込のあった事業者は、事務局が審査を行います。
- ② 審査結果は、事務局から郵送にて通知し、取扱店はホームページ等に『商品券が使えるお店』として掲載します。
- ③ 申込内容に虚偽・不備等がある場合は、承認を取り消すことがあります。
- ④ 事務局から記載内容の根拠となる資料等の提示を求める場合があります。

紙商品券の換金方法 紙商品券の換金期間: 令和7年9月1日(月)～令和8年1月30日(金)

指定の換金事務取扱金融機関「佐賀銀行鹿島支店」「佐賀西信用組合本店営業部」に、「取扱店登録証」、「商品券換金依頼書」、「使用済紙商品券」、「通帳」を持参し、窓口で換金を行ってください。申請後、原則翌々営業日までに口座に入金いたします。換金事務取扱金融機関以外にご入金をされる場合は、所定の「振込依頼書」をご記入いただき手続きしてください。その場合、所定の振込手数料が必要となりますので、ご注意ください。

電子商品券の換金方法など 電子商品券の換金期間: 令和7年9月1日(月)～令和8年1月30日(金)の期間中、計10回入金予定

電子商品券のメリット!

- 端末の導入が不要。
※事務局よりお送りするQRコードを設置するだけでOK!
- QRコード決済で現金のやりとりが不要。
● 換金状況をWEB上でリアルタイムで確認できます。
- 口座への振込手数料、無料!
● 月2回の締日ごとに精算・入金いたします。
- 換金時の手間が省けます。
● 紙商品券の紛失や換金忘れが無くなります。
- (紙商品券換金の際の仕分け、枚数確認や押印作業不要)
- 換金金融機関に行かなくてもOK!

電子商品券の換金方法

「電子商品券」は月2回、指定の口座に使用された商品券の金額を自動振込いたします。
取扱店で行っていただく作業は一切ありません。
取扱店の専用サイトから自店舗の売上確認がリアルタイムで可能です。

電子商品券の使用方法

- ① ご登録後、事務局よりお送りするQRコードをレジ周辺に設置してください。
- ② お客様に電子商品券ウェブアプリ上のカメラでQRコードを読み取っていただき、決済金額をお客様に入力していただきます。
※万が一お客様のカメラが正常に動作しない場合にも、QRコード台紙に記載の店舗識別番号を入力することにより決済が可能です。
- ③ 店舗スタッフで入力金額をご確認いただき、金額に間違いがなければお客様に決済を行っていただきます。
※誤って決済した場合、決済取消機能がございますのでスマホやパソコンで取消が可能です。ただし、取消期限がございますのでご注意ください。



店舗QRコードイメージ

取扱店向け説明会を実施します。

説明会参加には事前に申込が必要となります。
希望時間を記入の上、お電話またはメールにてお申し込みください。

説明会日程

- 会場: 鹿島市役所新世紀センター(鹿島市第二庁舎)2階会議室1・2
〒849-1312 鹿島市大字納富分2643番地1
- 日時: 6月12日(木) ①11:00～ ②15:00～ ③18:00～
※いずれかにご参加ください。取扱店への登録は説明会への参加が必須ではありません。

- 申込先:
□ 取扱店コールセンター／TEL 050-3124-2571
□ メール／kashimanpay.sagaad@gmail.com